

【緊急】 新型コロナウイルス情報（ボツワナ）（6/15 現在：その2）

- ボツワナ政府がロックダウンの解除を発表しました。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

1 15日夜、ボツワナ政府は官報にて16日午前0時をもって Greater Gaborone Covid-19 ゾーンのロックダウン措置を解除すること及びロックダウン後の措置について発表しました。概要は以下のとおりです。

- (1) 異なる Covid ゾーン間の移動には許可証が必要。
- (2) 公共の場においては、(i) マスク、(ii) 鼻と口を覆うことができる自家製のもの、あるいは、(iii) それ以外の鼻と口を覆うことができる適切なものを着用する。
- (3) 保健サービス局長及び同局長が公認した者によって Covid-19 の感染拡大防止能力が十分であると確認された場合、通商、ビジネス、学校、宗教施設あるいは葬儀は営業・運営してよい。
- (4) 通商、ビジネス、学校、宗教施設あるいは葬儀に関わっている者は、人数に関わらず、手洗いのための清潔な水と石けん、あるいは手指消毒液の提供、各人間の距離を少なくとも2メートル空ける社会的距離確保の遵守、官報に記載される Covid-19 感染拡大防止に関する保健サービス局長の指示を遵守すること。
- (5) これら場所に入出入りする者全員の体温の計測、体温が37.4度以上の者の立ち入り禁止、該当者の保健サービス局長への通報。
- (6) 保健サービス局長管理下における、これら営業・運営施設の定期的な消毒。
- (7) これら施設等に入出入りした者が Covid-19 の感染者と接触していた、あるいは、当該場所に入出入りした者が Covid-19 の検査で陽性となった等、合理的な疑いが出た場合、保健サービス局長の指示において、営業・運営が停止される。
- (8) なお、これら施設の管理者は、接触追跡のため、出入りする者全ての個人情報及び連絡先情報の登録が義務付けられ、当該登録情報は、検査のために保健サービス局長に開示される他、法執行機関が違反がないかどうか調べるために開示される。
- (9) 3名以上が集まることは禁止（ただし、閣議、国会、委員会、Covid-19 ナショナルタスクフォースのミーティングには適用されない）。
- (10) 宗教関連のサービスは週4回までとし、一度に50人を超えてはいけない。葬儀は50名を超えてはいけない。

（ご連絡先）

在ボツワナ日本国大使館

住所：4th floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：（＋２６７）－３９１－４４５６

Email でのお問合せ: information@gr.mofa.go.jp